

鳥取県公安委員会告示第四十号
風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十月六日 午前九時三十分から

米子市柁町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市柁町一丁目八四 藤 本 一 恵

鳥取県公安委員会告示第四十一号

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年十月六日 午前九時三十分から

米子市柁町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市西福原八一〇 山 野 貞

昭和四十一年九月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 報 第一一三三頁（送付を希望する方へ）

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日ときは、その翌日の翌日）

訓 令

鳥取県訓令第十二号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の項の被評定者及び第一次評定者の欄中「構造改善室長」を「構造改善室長」に改め、同表中「林業構造改善室長」に改め、同表中

- 目次
- 訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- 告示 生活保護法による医療機関の指定
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の定款の変更の認可
臨時種番検査の実施
- 公告 甲種及び乙種火災類取扱保安責任者試験の実施
クリーニング師試験の合格者

課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長

課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長
課長	課長	課長	課長

農産改良普及所
病害虫防除所
家畜保健衛生所
蚕業指導所
干拓事業所

農産改良普及所
病害虫防除所
家畜保健衛生所
蚕業指導所
久米ヶ原土地改良事業所

鳥取県告示第五百五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

鳥取県告示第五百六号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

指定年月日	名称	所在地
昭和四十一年七月一日	太田原医院	気高郡気高町宝木八二七
八月十七日	山本 医院	東伯郡赤碓町赤碓一四七八

告示

この訓令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

東京事務所 大阪事務所	行政建設部 農産部 物産部 行産部 神戶貿易事務所	次長 長	所長 次長	東京事務所 大阪事務所
右以外の職員	右以外の職員	所長 長	次長 長	右以外の職員
B	A			B

を
に改める。

五年厚生省令第二十一号(第十二条の規定により告示する。
 昭和四十一年九月三十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 開設者名
 小児科、内科、耳鼻咽喉科 太田原美子
 内科、小児科、眼科 山本 泰久

昭和四十一年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

喜多原学園 多成学園 善成学園 保善専門学院	事務次長 主任長 事務次長 主任長	事務次長 主任長 事務次長 主任長	事務次長 主任長 事務次長 主任長	事務次長 主任長 事務次長 主任長
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員
B	A	B	A	B

を
に

衛生試験場 農業試験場 果樹試験場 畜産試験場 蚕業試験場 水産試験場	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員
B	A	B	A	B

衛生試験場 農業試験場 果樹試験場 畜産試験場 蚕業試験場 水産試験場	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長	次長 主任長 主任長 主任長 主任長 主任長
右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員	右以外の職員
B	A	B	A	B

に

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
 昭和四十一年八月二十九日 山本 医院 東伯郡赤碕町赤碕一四七八番地 山本 泰久
 " 九月一日 入江内科医院 鳥取市西町二丁目二二二番地 入江 宏一

鳥取県告示第五百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種番検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年九月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一 実施期	第二 検査場	所	家畜の種類
十月二十一日 午前九時から	八頭郡船岡町船岡	船岡家畜市場	肉用牛
十月二十四日 午前九時から	鳥取市国安	鳥取県種畜場	"
午後十時から	午後一時から	倉吉市八屋	"
十月二十二日 午前九時から	倉吉市八屋	倉吉家畜市場	"

" 二十四日	" 二十七日	米子市勝田町	米子
" 二十五日	" 二十八日	日野郡日野町根原	"

公 出

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和41年9月30日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 試験の種別及び方法
 - 試験の種別
 - 甲種火薬類取扱保安責任者試験
 - 乙種火薬類取扱保安責任者試験
 - 試験の方法
 - 筆記による学科試験
 - 火薬類取締法に関する法令一般火薬学
 - 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

- 試験の日時 昭和41年10月23日(日曜日)午前9時30分から正午まで
- 試験の場所 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県庁第2会議室
米子市靴町1丁目160番地
鳥取県西部総合事務所講堂

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

- 受験願書
火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第818号)別表第15の様式によること。
- 履歴書
火薬類取締法施行規則別表第16の様式によること。
- 写真
手札型台紙付とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
- 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

- 受験手数料 700円
- 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和41年10月1日から昭和41年10月15日まで
 受験票は、受験願書を受け付けた場合のみ交付する。

昭和41年9月16日に実施したクレーン師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年9月30日

鳥取県知事	石 破 二 朗			
橋本 次郎	小山 好雄	服部 次男	村上 元子	梅谷 肇
福井 啓	福井万里恵	米田 兼文	吉田 敏人	谷口 広美
小坂 慎一	上田 修次	岩本 幸治	神沢 穂子	